

○(前のページより続き)  
 ○情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部を改正する告示(経済産業二二七)

○情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示(同二二八)

○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示(同二二九)

○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件(国土交通八八〇)

○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件(同八八一)

○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件(同八八二)

○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件(同八八三)

○平成三十年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件(同八八四)

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件(同八八五)

○先進船舶の対象範囲を定める告示(同八八六)  
 ○先進船舶の導入等の促進に関する基本方針(同八八七)

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する件(同八八八)

○平成二十年国土交通省告示第六百八十六号の一部を改正する件(同八八九)

○低振動型建設機械の指定に関する件(同八九〇)  
 ○低騒音型建設機械の指定に関する件(同八九一)

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同八九二)

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示(同八九三)

○道路に関する件(東北地方整備局二〇六〇二〇八)  
 ○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(関東地方整備局二四四)

○道路に関する件(近畿地方整備局一七六〇一八一)  
 ○道路に関する件(四国地方整備局八六〇九〇)

○道路に関する件(九州地方整備局一六四〇一六六)

○道路に関する件(北海道開発局一七七)

〔資料〕  
 国庫歳入歳出状況(平成二十八年度平成二十九年七月分)(平成二十九年七月分)(財務省)

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

○法務省令第五号  
 厚生労働省令第五号  
 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八条第二項第六号及び第九号第二号(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十九年九月二十九日  
 法務大臣 上川 陽子  
 厚生労働大臣 加藤 勝信

省 令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第一及び別表第二を次のように加える。

別表第一

一～五 (略)

六 その他(四職種七作業)

職種 (略)	自動車整備業	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
作業	自動車整備作	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
試験			試験実施者
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十三職種二十五作業)

職種 (略)	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	作業
介護	介護		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十六号

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二百二十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令

平成二十九年九月二十九日

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二(九)」を「別表十二(八)」に改める。

別表十四の記載要領第一号、別表十四付表一の記載要領第一号及び別表十四付表二の記載要領中「基本方針」を「日本郵船・郵船確保基本方針」に改める。

別表十二(八)を削る。

別表十二(九)を別表十二(八)とし、同表の次に次の一表を加える。

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十二職種二十四作業)

職種 (略)	自動車整備業	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
作業	自動車整備作	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
試験			試験実施者
(新設)			

八 (略)

職種 (略)	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	作業
(新設)			

財務大臣 麻生 太郎